平成20年度第1回 行財政改革委員会市民部会 議事録

日 時 平成20年8月5日(火) 午前10時00分 ~ 午前11時50分

場 所 川崎市役所第3庁舎15階第1・2・3会議室

出席者 委員 加藤部会長、井上委員 後藤委員、田村委員、徳田委員、殿村委員、

前田委員、山越委員

市 側 長坂総務局長、稲垣都市経営部長、野村財政部長、小林行財政改革室長

事務局 石井行財政改革室主幹、布川行財政改革室主幹、三橋企画調整課主幹、

竹花財政課主幹

議 題 1 「第2次行財政改革プラン」の取組について

2 「川崎市民間活用ガイドライン」の考え方について

3 その他

公開及び非公開の別 公開

傍聴者 0 名

議事

布川行財政改革室主幹

まだ、田村委員、お見えになっていませんけれども、定刻になりましたので、ただいまから、平成20年度第1回行財政改革委員会市民部会を開催させていただきたいと思います。

私、本日、司会を務めさせていただきます、総務局行財政改革室、布川と申します。よ ろしくお願いいたします。

会議に先立ちまして、いくつかの事務連絡がございます。まず初めに、いつものお願い

でございますが、現在、川崎市では「ストップ!地球温暖化」キャンペーンといたしまして軽装勤務を実践中でございますので、本日もクールビズの服装ということで出席させていただいております。

次に、本日の委員会につきましては公開とさせていただきますので、マスコミの方、また、一般の傍聴の方の参加がございますので、ご了承していただきたいと思います。

また、速記者の方に議事録の作成をお願いしておりますので、会場内に出席させていた だいていますので、あわせてご了承いただきたいと思います。

次に、資料の確認をさせていただきます。まず、お手元に本日の次第、席次表、委員の 方の名簿。

次に、資料1といたしまして「第2次川崎市行財政改革プランの取組について」の概要、資料2といたしまして「第2次川崎市行財政改革プランの取組について」、3年間の取組報告、資料3といたしまして緑色のパンフレット、資料4といたしまして「本市における民間活用の取組と今後の方向性について」という民間活用ガイドラインのもの、資料5といたしまして「平成20年度 行財政改革委員会市民部会の取組について」ということで、合わせて資料5までございます。

資料の不備などがございましたら事務局の方までお申し出いただきたいと思いますけど、 いかがでしょうか。

資料的には皆さん整っているということですので、それでは、まず初めに長坂総務局長の方から皆様にごあいさつをお願いします。

長坂総務局長

皆さん、おはようございます。総務局長の長坂でございます。よろしくお願いいたします。

委員の皆様には、既に5月の事前検討会において、熱心なご議論をしていただいたと私 どもは伺っております。市民部会といたしましては、今年度、第1回となるわけでござい ます。本日、皆様方におかれましては大変お忙しい中、また、本日はちょっと気温の方は 下がりましたけど、お暑い中をご出席いただきまして、まことにありがとうございます。 厚く御礼を申し上げる次第でございます。

本市の行財政改革も昨年度をもちまして、第2次プランの取り組み期間を終えたところ でございまして、この間、委員会の皆様初め、市民や議会、それから多くの人々にご理解 とご協力を賜りながら、1次・2次の6年間の取り組みにより、2,178人の職員の削減を初め、人事給与制度の抜本的な見直しなど、さまざまな改革を着実に推進してまいりました。また、今年度の当初予算におきましては、昨年度に引き続き目標額を上回る成果を上げるとともに、改革の成果を市民サービスの向上のために還元に努めたところでございます。

さて、ご承知のとおり、本市では今年度から3年間を計画期間とした「新総合計画・川崎再生フロンティアプラン」の第2期の実行計画、それから「新行財政改革プラン」の取り組みがスタートしたところでございます。社会経済環境がめまぐるしく変化する中で、行財政環境は依然として厳しい状況にあることから、新たな課題に的確に対応するため、引き続き改革を継続いたします。また、着実にその取り組みを進めまして、健全で持続可能な行財政基盤を確立してまいりたいと存じます。

本日の委員会でございますけど、「第2次川崎市行財政改革プラン」の取組報告と、それから、「川崎市民間活用ガイドライン」についてを議題とさせていただいております。 長時間にわたる会議でございますが、委員の皆様方から忌憚のないご意見を賜りたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

布川行財政改革室主幹

ありがとうございました。

それでは、議事に入らせていただきたいと存じます。これからは部会長に議事進行をお 願いしたいと存じます。加藤部会長、よろしくお願い申し上げます。

加藤部会長

それでは、お手元の次第に従いまして議事を進めさせていただきます。

まず、第1号の議案でございますけども、「第2次行財政改革プラン」の取組について、 ご報告をお願いいたします。

石井行財政改革室主幹

行財政改革室、石井でございます。

それでは、議題1について報告をさせていただきます。お手元にお配りしてございます

資料1「第2次川崎市行財政改革プランの取組について(概要)」をごらんください。第 2次川崎市行財政改革プランの取組状況について、ご報告をさせていただきます。

まず、1の「これまでの改革における主な効果」でございます。ここでは1次・2次の改革プラン、6年間の取組効果としてまとめてございますが、(1)の改革の目標数値と掲げてございます財政効果につきましては、平成20年度予算における目標額を単年度で71億円上回る581億円の効果を上げたところでございます。(2)で、平成20年4月までの6年間で2,178人の職員を削減したほか、人事給与制度についても抜本的な見直しを図ってまいりました。(3)でございますが、平成14年「財政危機宣言」時に見込んだ収支不足につきましては適切な対応を図ってまいりました。なお、プライマリーバランスにつきましては、平成17年度におきまして黒字に転換し、4年連続で黒字となっておるところでございます。

2ページをお開きください。2の「行財政改革効果の市民サービスへの還元について」でございます。改革の着実な取り組みにより生まれた効果を、平成18年度の小児医療費助成、私立幼稚園保育料補助の拡充、平成19年度の小・中学校普通教室の冷房化、こども文化センターの床改修などに引き続き、平成20年度当初予算においても、公園・街路樹等維持補修の拡充、道路維持補修の拡充など、市民サービスの向上のための還元に努めたところでございます。

次に、3の「改革の主な取組について」でございます。第2次改革プランの項目にあわせて、3年間の主な取組内容についてまとめてございます。初めに、Iの行政体制の再整備でございます。効率的な組織機構の構築でございますが、部・課など組織の統廃合などによりスリム化を図り、3年間で180の役職ポスト削減を実施いたしました。

次に、新たな人事制度の構築でございますが、平成18年度から新人事評価制度を本格 導入するとともに、平成19年6月に第2次人材育成基本計画を策定し、人材育成の開発 の推進を図っているところでございます。

次に、新たな給与制度の構築の項目でございますが、国における公務員制度改革の動向等も踏まえ、平成19年4月に給料表の見直しを実施し、給料水準の引き下げや、2職1給制の解消、困難係長級・困難課長級の廃止など、本市独自課題の見直しを実施いたしました。また、本格運用をいたしました人事評価制度の評価結果に基づいた成績率を勤勉手当へ算入する見直しや、20年度からは評価結果の昇給への反映を段階的に実施いたしました。特殊勤務手当の見直しにつきましては、3年間で13手当まで削減をしましたが、

今後も見直しを継続してまいります。また、職員の福利厚生関係につきましては、健康保険料負担率の段階的な見直しなどを実施いたしました。

次に、公営企業の健全化の推進でございますが、病院事業、下水道事業、水道・工業用 水道事業、自動車運送事業において、それぞれ経営健全化に向けた計画を策定し、経営の 効率化への取り組みを推進してまいりました。

次に、出資法人改革の推進でございますが、川崎市在宅福祉公社や川崎市建設技術センターを廃止したほか、各出資法人改革を推進してまいりました。

次に、指定管理者制度の導入の項目でございますが、平成20年4月末までに公の施設 186施設に制度の導入をいたしました。

続きまして、3ページをごらんください。 II、公共公益施設・都市基盤整備の見直しで ございます。まず、施設・設備の長寿命化の推進でございますが、橋りょうアセットマネ ジメント事業では、保全・補修等の優先順位づけを行い、長寿命化及び維持管理費用の平 準化等を図ることで安全の確保を進めました。公園施設維持管理事業では、効率性等に配 慮しながら計画的な維持補修を行い、施設の長寿命化を推進いたしました。

次に、既存ストックの活用と時代要請への対応でございますが、こども文化センター改修事業では、市民活動拠点としての活用とともに地域子育て支援センターとしての機能の充実を図り、行革効果還元として床の改修を開始いたしました。バリアフリー重点整備地区交通安全施設整備事業では、市内主要駅周辺地区において点字ブロック等を設置し、高齢者・障害者等の移動円滑化を推進いたしました。

次に、効率的・効果的な整備主体・手法の選択でございますが、中原消防署改築事業では、地域の防災活動拠点として市民の安全・安心な生活を確保し、小杉駅周辺地区の活性化方策としてホテルとの複合施設としての整備をいたしました。はるひ野小中学校新築事業では、PFI事業手法の導入を図り、建設をいたしました。

次に、既存計画の進捗状況等の適正な把握、見直しでございますが、都市計画道路網の あり方検討調査事業では、平成20年3月の川崎市都市計画審議会において提出された 「都市計画道路網のあり方について」の最終答申を踏まえ、「都市計画道路網の見直し方 針」を策定いたしました。

次に、市民との協働によるまちづくりの推進でございますが、身近な公園育成事業では、 街区公園等の身近な公園緑地について、市民との協働による維持管理を進めるため、管理 運営協議会による地元管理を促進いたしました。あんしん歩行エリア整備事業では、「あ んしん歩行エリア」として指定した交通事故の多発地区について、地域住民の方と協力を して作成をした整備計画に基づき、安全対策を集中的に実施、交通事故の抑止を図ってま いりました。

次に、総合的土地対策の推進といたしまして、平成18年2月「第3次総合的土地対策 計画」を策定し、計画を推進するとともに、川崎市土地開発公社の経営の健全化に向けた 取り組みを推進いたしました。

続きまして、Ⅲの市民サービスの再構築でございますが、まず、社会経済環境の変化に 対応した施策の再構築でございますが、補助・助成金の見直しや受益と負担の適正化によ る使用料等の見直しを実施いたしました。

次に、4ページに参りまして、同じく債権確保策の強化といたしまして、市税につきましては、土曜・日曜日の窓口開設、コンビニエンスストア収納の開始など利便性の向上、動産の差し押さえとインターネット公売など滞納処分の強化等を実施いたしまして、市税収入率で2次プランの目標である収入率95%、平成17年度決算において前倒しで達成をしました。また、保育料の滞納保護者の一部に対して、市長の個別面談を実施いたしました。その他、持続可能な制度基盤の確率と施策の転換や、ニーズの変化・代替による施策の見直しを実施いたしました。

次に、迅速で利便性の高いサービスの効率的・効果的な提供では、IT社会に対応した 効率的・効果的な情報環境の整備や、市民満足度の高い窓口・相談サービスの提供に向け た取り組みを実施いたしました。

次に、公共公益施設の有効活用の推進では、市民利用施設等における機能の転換による 有効活用の実施や、学校施設の有効活用、複合化の推進をいたしました。

次に、市民協働による地域課題の解決でございますが、市民活動支援、協働のルールづくりでは、協働型事業のルールを策定しまして、協働型事業の周知を図っていくほか、シニア能力等活用のためのしくみづくりを進めました。

次に、区行政改革の総合的推進でございますが、区における地域課題への的確な対応といたしまして、地域のまちづくり活動支援の取り組みや、こども総合支援拠点としての整備に向けた取り組みを実施いたしました。区における市民活動支援施策の推進につきましては、既存施設の有効活用をした市民活動支援拠点の整備を推進いたしました。便利で快適な区役所サービスの効率的・効果的・総合的な提供につきましては、区役所窓口サービスの向上と業務の効率化に向けた取り組みを進めております。市民参加による区行政の推

進につきましては、区民会議を設置し、地域課題の解決に向けた取り組みを進めるなど、 区役所の機能強化を推進してまいります。

なお、資料2といたしまして、この取り組み内容につきましては、詳細に記載したもの をお配りしております。これにつきましては、あわせてご参照いただければと思います。

続きましては、お手元にお配りしてございますパンフレットについて、ご説明をさせていただきます。これにつきましては、平成14年度からの第1次改革プランの3年間、第2次改革プランの3年間、合わせて6年間にわたる行財政改革の取り組みと成果についてまとめたものでございます。これにつきましては、委員の皆様にも事前にご意見をいただいたところでございますが、市民の方を対象に写真やイラストの挿入など工夫をしまして、昨年に引き続き作成をいたしたものでございます。パンフレットの内容でございますが、全部で見開き6ページの構成となっておりまして、表紙をおめくりいただきますと、左側に行財政改革における財政効果額についての紹介、右側に18年・19年・20年度予算における改革の成果を市民サービスに還元した事業についての紹介をしております。

ページをおめくりいただきますと、見開き3ページにわたりまして、左側1、行政体制の再整備、真ん中ですが2、公共公益施設・都市基盤整備の見直し、それから右側3、市民サービスの再構築ということで、三つの項目に沿って改革の取り組み成果についてまとめてございます。

見開きを閉じていただきまして、裏表紙に当たるところ、裏側に当たるところでは、「新行財政改革プラン」の取り組みについて紹介をしてございます。この取り組み状況、それからパンフレットにつきましては、市民の皆様にも本市のホームページ等で公表していく予定でございます。パンフレットにつきましては、区役所、市民館や図書館等、市内の各施設において市民の皆様にも配布をする予定でございます。

以上で、議題1「第2次川崎市行財政改革プラン」の取組についての報告を終わらせて いただきます。

加藤部会長

ありがとうございました。それでは、今、ご報告をいただきました「第2次行財政改革 プラン」の結果の報告でございますけれども、この内容について、委員の皆様からご意見 ですとかご感想をいただきたいと思っておりますが、事前に事務局の方から議論のポイン トの参考となるようにお配りしていますけれども、3点ございまして、ご参考までに言い ますと、報告のあった行財政改革の取り組みの中で、特に関心を持った内容について何か ご質問があれば、感想があればお願いしたいと思っています。それから、ご自分の生活の 中で行財政改革の効果とか成果を感じたことがあるなと思った部分があれば、ぜひお話を いただきたいと思っております。それから、今後の行財政改革に期待する点があれば、あ わせてご意見をいただきたいと思っています。一応、3点、示しましたけれども、これと は別に全体を通して、ご意見・ご感想があれば、よろしくお願いいたします。定例でいつ も申しわけないんですが、1番、井上さんの方からよろしいでしょうか。

井上委員

ありがとうございます。ただいまご説明いただきまして、よくわかったんですけれども、一番関心のあったことは、前倒しで経済効果が上がったこと、その努力がものすごくすばらしかったと思っております。それと、その効果を黒字に転換したので、皆さん方に還元するということで、子どもたち、小中学校の冷房化、これも大変いいことだと思います。そういうふうなことでやっていただいているのは大変いいんですが、老人医療とか、いろいろな老人の切り捨てというのが物すごく目立ったんじゃないかと思うんですね。ほかのところでいろいろ廃止というところがたくさん出ておりましたので、もう少しこれから人数が多くなって、老人ばかりで大変だとは思うんですけれども、老人の方にも少し黒字に転換した分を回していただけたらと思いました。

それから、自動車運送事業ですが、小杉のバスターミナルを私、ちょいちょい利用するんですけれども、あそこに電光掲示板でどこどこ行きは何分後に来ますよという表示が出ているんですね。いつ来るかわからなくて延々と待っているより、とっても安心して待てるので、あれは大変よかったかなと思います。ほかはわかりませんけれども、多分、大きなバスターミナルはあのように全部やっていただいているんじゃないかなと思って、あれは感謝しております。

それと、4ページのシニア能力等の活用のためのしくみづくり、これは大変いいことだと思います。皆さん、すばらしい技術をお持ちの方が定年で、お家で眠っている能力がたくさんあると思うんですね。そういうのをもっともっと活用していただいて、眠っている能力を利用していただけるというふうなことは大変いいことだと思いますので、これは大いに賛成だと思いました。

それから、市民活動センターですけれども、生涯学習センターと言うんですか、そこを

利用させていただいておりますけれども、大きなお部屋をちょっと仕切って、A・Bというふうに分けてお部屋を貸していただくんですが、会議が両方重なりますと、両方の声が大変入ってくるんです。きちんとした仕切りじゃないので、上からも下からも声が漏れてきますので、両方でうるさいわねというふうなことになりまして、大変、会議がしづらいということがございますので、費用がかかって大変でしょうけれども、きちんと仕切ったもので活用させていただいたらありがたいなというふうに思いました。きょうもこれから、午後からその会議があるんですけれども、またうるさいな、うるさいなで両方とも嫌な思いをしてしまいますので、せっかくお借りするんですから、このように上からきちんと区切るような仕組みにしていただけたらありがたいと思いました。

とりあえず、感じたことは以上です。

加藤部会長

全体的にご評価の方が多かったんですけれども、途中で老人医療、今、医療施設の問題と、それから、きちんと財政を使うのであれば、一定の能力を持ったものをちゃんとつくってもらいたいというお話があったと思います。まとめて後で、この意見に対して事務局の方から回答といいますか、何かお考えがあれば、よろしくお願いいたします。

では、後藤委員、お願いいたします。

後藤委員

実は、これ、送られてきたのはきのうだったものですから、十分これを見る時間がなくて、夕べ帰ってからぱらぱらとして、こちらに向かう電車の中であれしたような感じで、もう少し、できれば1週間ぐらい前には送っていただくと、十分検討できるんじゃないかなという点が、まず、1つ。

それから、この川崎再生のパンフレットで、平成14年に我が川崎市の財政が危機的な 状況にあったというのは初めて知ったんですが、初めてというか、こういうパンフレット でですね。それまでは全然、一般市民として見ている限り、特に危機的な状況というよう なものも感じられないで来たわけですが、具体的にこのあたり、もし仮にこの改革がなけ れば、どんなふうになったのか。夕張には至らないんでしょうけれども、そのあたりの何 か必要性がいまいち、一般市民としてはわからなかった面があるものですから、もし仮に 現状はこうで、やらなければこうだったんだと、やった結果こうなんだというあたりが、 もうひとつ説明していただくと、全体のものについても、より興味を持って目を向けられるんじゃないかなという感じがしました。それが第1点です。

それから、この資料1の中でずっと今、概要をご説明いただきましたが、6年間で2, 178人の職員が削減されたようですが、例えばほかの何か行政機関ですと、正社員ある いは正職員は減らすんだけど、その分、パートでふえている、あるいは非正規の人はふえ ているということがあるんですが、川崎の場合は、そういうことはないものでしょうか、 というのが次の質問ですね。

それから、この人事評価制度の導入ということも、何か世の中で成果主義に基づいた人事評価制度をやっているんだけど、どうもうまく行かなくて、見直しの方に、福田内閣の経済政策もそうかもしれませんけど、揺り戻しが起きているということですが、この人事評価制度は具体的にどんなことで、その2年間やった評価はどんなものなのかということをちょっと知りたいと思います。というのは、私は本業が社労士なものですから、成果主義についてのいろいろ本なんか読んでいますと、担当の部署の人は、あるいは執行部はこの人事制度は成功だったと言うんですが、実はされた方はあんな制度はだめだという方が圧倒的に多いものですから、そういうことが川崎の人事評価制度の場合はないのかどうか。その評価制度の具体的にどんなことをやっているのか、それに対する反省点というか、評価する点もあるのでしょうし、どんなものか知りたいと思いました。

それから、これも質問なんですが、3ページのはるひ野小中学校のPFI事業手法って、 具体的にどういうものなのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

それから、最後に隣の方もおっしゃったシニア能力の活用ということも、確かに団塊の世代の人がどんどん来ますので、これ必要じゃないかなと思いますが、具体的に何か想定している事業はあるのか。こんな方向でやりたいというものを、あればお知らせいただければと思います。

感想というよりも何か質問的なことで終わりましたが、以上です。

加藤部会長

いろいろご質問ありました部分、人事絡みの関係ですとか、それからあと、まさに今度、 市民部会の中で検討すべき、要はこういう行財政改革をやりまして、職員の方の本当、満 足度をどんなふうに図っていくかについて、一応、市民部会の役割と思っていますし、今 後、3年間の中でこういう部分については、まさにやっていこうと思っていますし、あと、 広報につきまして、今、皆さんからご議論いただいておりますので、今後ともこの問題に つきまして、どう伝えるかというポイントになってくると思うので、これもあわせて後で お答えをよろしくお願いします。

田村委員の終わった段階で、ご質問、結構ありましたので1回区切って、もしご報告が あればしていただくようにしますので、よろしくお願いいたします。田村さん、お願いし ます。

田村委員

どうもおくれまして申しわけございません。いくつかございますけれども、まず、この資料1の中の先ほどお話もありましたけれども、職員の数が非常に減ってきて、かなり人件費も抑えられているということ、これは非常によかったんじゃないかなというふうに思っていまして、一番下の一般会計の基礎財政収支のところでプライマリーバランスが17年度の決算から黒字に転換して、4年連続で黒字になっているということで、これは非常にいいことなんじゃないかというふうに思うんですけど、若干ちょっと気になったのは、これはあくまでも予算なんだということで書いてありますけど、平成19年度から平成20年度にかけて、市債の発行額と公債費がかなり急激に右肩上がりに上がってしまっているのはなぜなのかなというのを1点、お聞きしたいというふうに思います。

あとは、もう細かいことになりますけれども、事業系ごみの許可業者収集への移行ということで、これ最初にいろいろ騒がれていましたけど、実際、私も事業系業者なものですから心配していたんですけれども、すんなりと行きまして、逆に非常にごみが減ったのと、一番よかったのはごみが減ったということでしょうし、あとはリサイクルが多くなったということと。あと変な話ですけど、駅前なんかは事業系のごみが今まで放置されて非常に汚かったんですけど、逆に民間の業者が集めてくれることによって非常にきれいになって、地域の皆さんから非常によかったというふうに言われているような気がします。

あと、PFI手法の導入ということで、私、地元の多摩スポーツセンターというのが今度できることになったんですけれども、まだでき上がっていないのでどうなるかわかりませんが、期待をしております。

あともう一点、すみません、質問なんですが、地域医療センターということで南部・中部・北部の運営管理を民間に委託を検討ということで、これ具体的にどういうことなのかをちょっとお聞かせ願えればと思います。

加藤部会長

それでは、いろいろご質問が出ましたので、一度、1回ここで区切りまして、質問の鮮度がいい、ちょっとお答えをいただく方がいいと思いますので、では、事務局、よろしくお願いいたします。

石井行財政改革室主幹

では、すみません、とりあえず私の方からお話しして、必要があれば各担当から補足いたします。

まず、井上委員からいただきましたご意見でございますが、老人医療施策の充実ということでございます。これまでの行革の取り組みの考え方というのは、基本的にはこれまでの制度見直し、この高齢化社会の中でより持続可能な制度構築に再転換をしていくということで見直しを図ってきたというのが行革のスタンスでございます。国の制度改革みたいな部分に合わせてというところもございますので、そういった意味では切り捨てというよりも、より高齢化社会、高齢者があふれる中で、よりサービスを継続していける、なかなか厳しい財政状況の中で、より多くの方に、必要な方に必要なサービスを届ける、そういう視点で、まずいろいろな改革を進めてきたというのが一つ視点であるということを、ちょっとご理解いただければというふうに思います。

それから、生涯学習のお話につきましては、これもある意味、指定管理者ということで今やっている制度でございますので、それは当然、利用者の声という形で反映をさせていただきたいと思いますし、我々も当然、それは言っていきます。ただ、構造上、例えばこの部屋なんかもそうなんですけれども、仕切った中で、どうしても薄いパーティションなので聞こえてしまう、ちょっと構造的な問題もあるかな。ただ、それは貴重なご意見として、やはり改善していかなければならないものですから、それはきちんと我々も伝えていきますし、ある意味、井上委員も会館の方へ利用者の声としてどんどん上げていただきたいお話だというふうに思います。

それから、後藤委員の方の財政の危機的状況ということで、財政部門も委員としておりますが、第1次行財政改革プランを策定した当時の財政危機宣言時の状況というのは、これまでの取り組みの中で、いろいろな要素がありまして、これまでのバブル期以降の制度がかなり制度疲労してきている中、そういった中で、例えば市税収入が大幅な落ち込みを

してこれ以上伸びないですとか、負の遺産というふうに当時言っていたんですけど、それまでの施策のいろいろなツケみたいな部分があって、そういった中で、今までやってきた市の施策をそのままやっていくと、その時点、平成17年度にはやっぱり赤字の再建団体に転落をして、先ほどおっしゃいましたけど、夕張市と同じような状況に陥る可能性があったというのが一つ大きな状況でございます。そういった中で危機宣言をして、改革を始めたというような状況であったということ。ちょっと細かい話はまた別途あるかと思いますけれども。

それから、正社員が減っておるが、その分、ほかの部分でふえているんじゃないかというご質問ですが、基本的にこれまでの削減の考え方というのは、サービスの見直し、それから手法の転換というようなところで、例えば民間でできるものは民間でというようなところで、民間への移管ということによる職員の削減。例えば保育所等、指定管理者に移管をすることで、それまで直営でそこで働いていた職員が30とか40いたわけですけれども、それが民間で行うことで、その分が必要なくなってくる、ほかへ回せるというような、基本的にはそういう手法でやってきたということでございます。

ですから、非常勤・パートに切りかえをして削減をしてきたということでは必ずしもないということ。ただ、事業内容によっては、直接、市の職員がやらなくても、非常勤職員でできるもの、そういった一部、見直しもしてはきておりますが、基本的には大きな民間でできるものは民間で、そういった手法を使いながら切りかえてまいりました。

それから、人事評価制度につきましては、本当に簡単に申しますと、目標管理の手法を用いまして、年度当初に各職員それぞれ大きな市の目標のもと、各局の目標、それから部の目標、それから課の目標、まずそれを立てまして、それに基づいてそれぞれ個々の職員が目標を、その年度に実施していくそれぞれの目標を立てていきます。その目標についての困難度ですとか、そういったものを勘案しながら内容を決めていくと。それに当たっては、当然、今度、評価する側の職員の部分というのも必要でございますので、目標の立て方の研修、評価するに当たっての職員の研修、そういったものを踏まえながら、目標に対してどういった達成ができたかというような、一つ目標管理の手法というものを用いてやってきたと。これにつきましては、本格導入を図ってその制度の的確な運用というところで、今、研修等を含めて鋭意やっておるような状況であるのかなというところでございます。

PFI手法についてでございますけれども、PFIはいろいろな手法があります。簡単

に申し上げますと、こちらにございますが、このパンフレットのここにもございますけれども、公共施設の建設などのような場合に、従来のように市が直接、その市の予算で行うというよりも民間資金等々を利用して、その民間に施設整備、場合によっては運営等もお願いをしてゆだねるということで、民間資金を使って整備をしていこうというような民間手法で、これはある意味、今、各自治体で取り入れられている手法ということでございます。

すみません、あらあらざっと私の方から簡単なイメージということで、ちょっとお話を しました。

加藤部会長

あと、補足でご説明をお願いします。

野村財政部長

財政部長の野村と申します。財政関係のところで若干補足させていただきます。先ほど の後藤委員の方から、パンフレットを見て初めて危機的状況を知ったというご指摘をいた だいたんですけど。

後藤委員

パンフレットって、以前からこのパンフレットでは書いてあったようなのですが、この 14年当時は余り意識できなかったと。

野村財政部長

経過的に申しますと、平成14年7月に川崎市としても財政危機宣言ということで話させていただいて、このときに何もしなければということなんですけれども、14年度から19年度で、5カ年で収支不足が3,100億円、単年度で見ますと、大体500億円から600億円、収支が足りなくなるということで、先ほど説明がありましたように、ほうっておくと平成17年には夕張市みたいな形になっていたということでございますが、そのときに第1次行財政改革プランというものを出しまして、そういった人件費あるいはさまざまな施策を見直して、その収支不足をない形で運営していくというような状況になっているということでございます。夕張市問題が問題になったのはここ一、二年でございま

す。川崎の場合、取り組みが比較的早い時期に手をつけ出したということで、今みたいな 効果が上がってきているというものが一点ございます。

あと、もう一点、PFI、先ほどご説明がありましたが、簡単に申しますと、通常、例えば公共施設を民間で建てていただくというのは一般的な形なんですけど、PFIのポイントというのは、建てるだけじゃなくて、その後の維持管理も民間の手法で効率的にやっていただくと。そういうことによってサービスの質が向上する、あるいは財政支出が削減する、そういった効果があると見ておりまして、川崎市におきましても、先ほどのはるひ野小中学校の新設事業のほか、先ほど田村委員からご指摘ありましたように、仮称ですが多摩スポーツセンターもPFI手法で行っております。

あと、先ほどの行革関係のところでありました川崎市の小学校等の冷房化事業、これも PFI手法でということで検討を進めているところでございます。一般的なところで申しますと、財政効果というのは大体10%ぐらいは経費の縮減というのが出るのではないかと言われておりますが、それはケース・バイ・ケースということでございます。

あと、公債費のところについては、財政計画担当の方から説明いたします。

竹花財政課主幹

財政課の竹花と申します。私の方から、先ほど田村委員の方からご質問がありましたプライマリーバランスの関係で、公債費と市債の部分について、ご説明させていただきます。資料1の1ページにございます一番下の表ですけれども、こちらにプライマリーバランスということでグラフが出ておりますが、先ほど田村委員の方からお話がありましたのは、この上の方の線、こちらは公債費ですけれども、平成19年度が772億円に対しまして、平成20年度は1,000億円を超えるような形で、230億円程度伸びていると。その下の方の線が市債の発行額ですけれども、こちらにつきましても平成19年度は534億円のところ、平成20年度は700億円ということで、160~170億円伸びていると。こちらについてのご質問だったかと思いますけれども、こちらにつきましては両方とも要因といいますか、同じことでございまして、ご存じの方もいらっしゃるかと思うんですけど、川崎の臨海部に水江町という地区がございまして、そちらの方に土地開発公社が先行取得した土地がございまして、そちらにつきまして平成20年度におきまして、市の方が土地開発公社から買い戻しを行って、先端の民間企業を誘致して有効活用していくということで、平成20年度、そういった措置をとっておりまして、先日、新聞で進出企業が2

社に決まったということで報道されて、ご存じの方もいるかと思いますけれども、そちら の買い戻しにかかるものでございまして。

ちょっと話が長くなって恐縮ですけれども、土地開発公社の土地の取得につきましては、 土地開発公社が民間金融機関から資金を借りて土地の取得を行っていたんですけど、そう すると金利で簿価がどんどんふえていくというような、その対策のために公社の健全化計 画に基づきまして、国の方から市が市債でもって借り入れを行って、それを土地開発公社 に転貸することによって簿価を抑制するという措置が認められまして、平成15年度に、 その分で230億円の市債を市が発行しまして、土地開発公社に貸し付けを行っておりま す。

平成20年度につきましては、その土地を土地開発公社から川崎市が買い戻しますので、230億円が土地開発公社に入ってきますので、15年度に貸したお金については、また川崎市に返してもらうと。その分につきまして、実際の川崎市が発行した市債の償還というのはまだ先になるんですけれども、それをちゃんと取っておかなくちゃいけませんので、減債基金という基金に償還のために積み立てておくと、この部分が公債費としてカウントされますので、その分が230億円ということでございます。それと、あと市債の方につきましては、その土地開発公社から川崎市が土地を買うに当たりまして、市債が7割程度入れることが認められておりますので、その部分が160億円ございまして、その分がふえているということでございまして、平成20年度の公債費と市債の分については以上の内容となっております。

長坂総務局長

人事評価制度について、若干触れさせていただきますと、この制度を導入したのは、要は職員の能力、それから実績を適正に評価したいということがまず一つございました。それを人事や給与面に反映させようという試みで、これを導入したんです。そういう意味では職員のやる気や働きがいも、評価をその人事評価に基づいてやっていくんだと、ある意味では競争というか、そういう意味のものも働かせたという、こういう目的を持って導入した計画です。

もう一つは、先ほど私どもの主幹の方からお話があったように、目標管理をつくるとき、 今、皆さんにご説明しております川崎再生フロンティアプランの実行計画、要はそれを推 進するためには、どういう目標を立てたらいいんだろうと。あるいは新行財政改革プラン を推進するためにはどういう目標を立てた方がいいか、それとも市長が施政方針を述べます、要は19年度、20年度の。じゃあ、その目標に向かってどうしたらできるんだろう、そういうことを目標にして、局の目標、区の目標をつくりまして、あとは各部・課・係・職員と、それとおのずと同じ目的でそれを達成することによって行革プランも進みますし、総合計画の方も進むという、そういう形の流れになっていますので、職員が努力したことは係にも反映しますし、係で努力したことは課にも反映してくる。そういう意味で一連の中でものが進んでいくという、そういう形のもので、この制度を導入した経過がございます。

それで実際は17年度に試行実施いたしまして、18・19と本格実施、この二年経過したわけでございますが、この中で目標達成率というのは98%以上ございまして、ですからかなりの確率で目標を達成しているのだという、こういう評価をしてございます。

実際の成果としてはどういうことが今、成果として上がっているかといいますと、やはり能力・実績主義を人事給与制度に反映したということがまず一つございます。それから、職員の意識改革、私ども内部で見ても、かなり職員の意識改革は進んだなというように、このように感じております。それから、先ほども言いましたとおり、今持っている計画がある意味では推進の力になったのではないかと、そんなようなことがあるのではないかと。以上でございます。

三橋企画調整課主幹

総合企画局の三橋でございます。まず、井上委員のご質問でいくつか補足でございますが、一つは市民活動センターの件ですが、市民活動センターはもともと武蔵小杉にございましたものが、今、再開発の関係で河原町の方へ移転しておりまして、今年度中に民間の再開発事業が完成したときに、そこへ移転することになっておりますので、今、現状はその仮設ということの状況でございますので、その仕切り等がきちんとできていないというのはいろいろご不便をかけていると思いますけれども、今年度中に移転したときには、その辺も解消されるのではないかと思っております。

それが一つと、もう一点、シニア能力の関係でございますが、今、特にこれから高齢者の方が非常にふえてくるということの中で、単に高齢の方が支えられる側だけじゃなくて、いろいろ高齢者の方も能力とか経験をいろいろお持ちですし、また、元気な方もいっぱいいらっしゃいますので、そういった方々の能力とか経験を十二分にこれからも発揮してい

ただきたいということで、重点的にも生き生きシニアライフの促進ということで、そういったシニア世代の方の活躍を支援するような取り組みを今後も進めていくということで、これは総合計画の中にも位置づけをしておりまして、やはり具体的には、いろいろシニア地域のセミナーを開催したりとか、就労の支援をしたりとかということで、さまざまな施策を重ねながら、シニアライフの促進をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

石井行財政改革室主幹

すみません、資料の関係なんですけど、実は7月29日、火曜日、1週間前にメール便でお送りをしていまして、ただ、メール便なので、ご不在だと戻ってしまうことがあるのかもしれないので、次回から郵便で送るようにいたします。

後藤委員

7月29日付ではなっていましたよね。

石井行財政改革室主幹

その日付で、こちらを発送していまして、ですから、郵便で送るようには今後いたしま す。

後藤委員

なんかうちも不在だったのかもしれませんけど、すみません。

加藤部会長

では、検討してください。

それでは、時間も一応限りがございますので、今、3委員からいろいろ質問がありましたけども、あと、山越委員さん、前田さん、殿村さん、徳田さんの方で、それ以外の中からご質問があれば、ちょっと挙手をいただきまして、ご質問をお願したいと思います。何かございますか。

はい、どうぞ。では、前田委員さんから。

前田委員

意見というより感じを言いますと、今、お三方のお話になった、あるいは市の回答である程度わかったんですが、これの実績を見て、私、まさにおっしゃった夕張、それ以上に、直近の例では大阪府の行政改革、あれをまず感じました。14年があればこそ、川崎市がここまで第3次新行革プランがあったんで、これがまさに先輩たちの努力の蓄積と職員の人たちの努力によって、こういうふうに地道な努力がこういう結果を招いたんだなということを痛切に感じました。それで、これを進行管理をうまくやってほしいなと。今、局長のおっしゃった中に感じたんですが、職員の目標といいますか、フロンティアプランなんかを見ますと、すごい分厚いものが送られてきまして非常に参考になりましたけど、あれを各部門、自分の担当部署が逐一目標にして、もちろんこの行政改革プランを自分の部署の目標にしていただいて、進行管理をぜひやっていただきたいというふうな気持ちになりましたね。

それでもう一つ、今、職員の評価制度、問題が出まして、私も非常にそれに関心を持っていたんですが、ご説明でわかりました。

もう一つ、職員が活性化し、職員が生き生き自分の考えを発揮してもらうという意味で、職員提案制度が川崎市はどうなっているのかなと思います。といいますのは、私も雑誌の編集をやっていたのですが、そういうときに自治体の提案制度はどうなっているのかと調査したことがあるんです。そのときに三重県、北川知事、今、「せんたく」の座長をやっていらっしゃる北川知事が在職中に職員に提案制度で募集したところ、1冊の本になるぐらい非常に提案がいっぱい出てきて、しかもそれが単に個人的あるいは組織の部署だけの提案じゃなくて、横断的なグループで検討した結果の提案も出てきて、職員というのは考えればこういうふうにやれるんだという、そういうのを切実に感じました。ぜひ川崎もそういう職員を活性化する意味で、そういう職員の考えを生かしていただければなと。

加藤部会長

わかりました。それでは、徳田委員、お願いします。

徳田委員

徳田でございます。これまでの各委員からのご質問、ご発言等、市側の説明によって、 いろいろな点がよくわかりましたが、若干、感想というか質問を申し上げますと、まず第 一に、平成14年に川崎市として財政危機宣言をされた後、わずか三年でプライマリーバランスが黒字に転じたということは非常にりっぱな成果で、誇りに思っていいことだと思います。その点について、市の職員に対して大いにその努力を感謝したいと思います。

それで、それに関連して行財政改革によって上げられた成果をどのように還元するかということでございますけれども、個々にいろいろ説明された資料がありますけれども、その還元に当たって、いろいろな施策を行うということはもちろん必要な好ましいことですが、具体的に還元のための施策をするに当たって、そのプライオリティーをどのように決められているかと。それが1点。

それから、もう一つ、ただ単に果実を得られたものを具体的な施策として実施するだけでなく、昨今のように物価高騰の折、一般的には住民税や所得税などよりも広範になっているわけですけれども、住民税を特に低所得者、高齢者を対象に減額するような可能性はないかどうか。

それから、また3番目に果実の成果の還元に当たって、一般市民の声というか要望を聞くシステムがとられているかどうか、そういった点について市側のお考えを伺いたいと思います。

また、これはちょっと別な関係になりますが、最近、あちこちで大きな地震が起きたり しておりますが、公立学校あるいは公民館といったものは災害が起きた場所の緊急避難地 として指定されていたり、もともとそういった点で利用価値が高いと思われますけれども、 川崎市のそうした公立学校、公民館の耐震性の実態はどうか、これからどうされようと考 えていられるか、そういった点についてもご説明をいただけたらと思います。

加藤部会長

ありがとうございました。それでは、前田委員と徳田委員の方からはご質問がございま した。前田委員の方からはプロセス管理の問題と、それから職員の提案制度の問題につい てご質問がございました。

あと、徳田委員の方からは4点ほどありましたけれども、1番の還元施策の優先順位のつけ方と市民の声の反映のシステムの問題は関連すると思います。あわせてご回答をお願いしたいと思っています。

あと、所得税と住民税の関係から考えますと、どういう住民税の減税の余地はあります かどうかというご質問と、論点変えまして、地震等々の問題を考えまして、耐震等とあり ますけれども、公共施設の状況についてご説明してもらいたいという話がありましたので、 端的にちょっと回答の方をよろしくお願いいたします。

前田委員

進行管理の部分はわかりましたので。

加藤部会長

よろしいですか。

前田委員

進行管理に努めてくださいと。要望でいいです。

加藤部会長

はい、わかりました。

それでは、提案制度の方から。

小林行財政改革室長

現在、職員提案制度というのは多く、三つぐらいございまして、それで実は私どもの今やっている行革プランの中のテーマの一つに挙げておりまして、現在、職員の声制度、それから職員モニター制度といったような制度があるんですが、実は実際のところ、余り活用されていないというのがございまして、これを何とかしようということで、ことし平成20年度に、一応、この制度の見直しを予定させていただいておりまして、せんだって、ご紹介させていただきました新しい行革プランの中にも私ども職員が意識改革を進める上で、この職員提案制度をより充実させたいという取り組みをさせていただいているところでございます。

それから、徳田委員からもお話しいただきました市民サービスへの還元のお話でございます。それで、市民サービスへの改革の効果の還元につきましては、先ほど見ていただきましたパンフレットの、開いていただいたここの部分に記載させていただいております。

それで、この還元なんですが、行財政改革は第1次プラン、平成14年の財政危機宣言のときに14・15・16年度と最初の3カ年の改革をさせていただきました。それが第

1次の行革プランでございました。そのときには、とても先ほどお話しさせていただいたような財政状況でございましたので、改革をしたものが、いわゆるその成果は財源不足、 足りない部分にどんどん補っていくという形で進めさせていただいておりました。

次に、次の3年間、いわゆる第2次の行財政改革の段階で、ある程度、財政の危機的な 状況をまだまだ厳しいんですが、一定の力が出てきたというところで、そういったところ からその改革で余分に出た効果額を、その時点での市民の皆さんに還元させていただくと いう趣旨で始めさせていただいたものでございます。したがいまして、その改革の効果の どこに還元するかということにつきましては、その年度ごとに改革の効果額と、それから、 いわゆるもともと市が行っております総合計画、実行計画の進捗状況、それから、市民ニ ーズの変化といったような状況を踏まえて判断させていただいておりまして、ここのとこ ろ、3カ年を見ていただくと、どちらかというと一番最初に小児医療の助成制度等から始 まりまして、学校関係の方に向けたりしておりまして、今のところはどちらかというと子 どもさんの、いわゆる施策に行っているかなということでございます。

あまり説明になっていないかもしれませんけれども、一応、そのような考え方で、還元 をさせていただいてきたところでございます。

それから、学校、いわゆる災害時の耐震の関係、お願いします。

三橋企画調整課主幹

総合企画局でございますけど、耐震の関係ですが、まず、学校施設は優先しようということで、順次、耐震化の工事をやっておりまして、今年度中の着工分で全部の学校について耐震が終わるというところまで今、来ております。それから、あと学校以外の公共施設の耐震化についても取り組みを始めておりまして、まず、緊急的に崩壊の可能性のあるところについては、崩壊しないような形で緊急的な補強工事をことし、来年にかけて行っておりまして、それ以降、抜本的な対策については、その数も多いことですから順次計画を立て、その施設ごとに、それ以降について順次進めていくというような形で進めております。

以上です。

野村財政部長

最後に、税のお話もありましたけど、確かに税収が好調であるということはあるんです

けれども、一方で足元の経済情勢を見ると、法人の動向とか、予断を許さない状況にあるというのが1点あるということがございます。あと、税法上、標準的に取るべき税率というか、そういったものが定められておりまして、それ以上に減免とかした場合には、財政上もその分はカウントされた上でさまざまな国の支援等も検討されるということで、端的に申しますと、なかなか住民税を今、行革効果が出たからその分減免するというような形をとることは困難かなと個人的には思いますが、お答えになっているかどうかわかりませんが。

加藤部会長

よろしいですか。

稲垣都市経営部長

総合企画局都市経営部長、稲垣と申します。ちょっと2点ほど補足説明をさせていただきます。

一つは、その職員の提案制度でございますけれども、先ほどの行革室長から提案制度そのものを実施していくというお話がありましたけれども、それとともに、本当はもっと重要なのは、その職員提案がなくても、ふだんの職場がきちんと議論ができ、提案ができるような仕組みになっていることがより重要で、実は阿部市政になってから私なんかが一番感じるのは、やっぱり前の市政ではなかなか局長級ぐらいしか市長さんと直接お話ができなかったりというふうだったんですが、今はそうではなくて非常に敷居が低くて、職場内でもいろいろな議論ができますし、それをきちんと市長の前で政策議論ができるよう、そういうシステムが今つくられていますので、そういう意味では職員提案制度も大事なんですが、それ以上にふだんの職場の中できちんと政策議論ができる、そういう職場づくりを今後進めていきたいというふうに考えています。それから、プライベートの政策課題グループといった勉強会もかなり今、立ち上がっていますね。そういったことも市政の施策の中に反映していきたいというのが一つあります。

それからもう一つ、行革効果のいわゆる改革をどういうふうに成果に還元していくかというところで、優先順位、プライオリティーをどういうふうにということだったんですが、 企画として総合計画を立てるときに、まず時代背景として一番大きなものはやっぱり少子 高齢化への対応がありました。その少子高齢化の対応というものと、それから、市民の皆 さんから安全・安心のまちづくりを進めてほしいというニーズが非常に高かったということと、それからもう一つは環境対策、それは地域環境だけではなくて、もう少し広い地球環境も見据えた環境対策ということで、いわゆる少子高齢化への対応、安全・安心のまちづくり、それから環境対策、その三つをベースに考えて、そういう中で、まず子どものところから入ったという部分と、それから安全・安心の部分で道路での補修であったり、公園の整備であったりということをしたという部分ですね。

これから先に、もうちょっとこれもしていかなければいけないというのは、高齢者施策の部分で力を入れていこうというふうに思っているんですが、そこの部分については国の制度がかなりいろいろ今、変わっている状況がございまして、そういった中で、19年・20年あたりの改革成果の中には直接出てこなかったということで、ご理解をいただければというふうに思います。

以上でございます。

加藤部会長

あと、追加でご質問がなければ。

前田委員

追加というより、今、最後の回答を聞いて、私がちょっと言い漏らしたことは、現場を知っているのは末端の職員の方なんですね。一番、現場をよく知っているのは。現場を知っているということは、市民の方々の声を直接に聞いていらっしゃるわけですね。ですから、その人たちがどういう考えを市政に反映するかということが大切なんですということを言いたかったんですが、まさに風通しがよくて、市長さんまで交えて議論するような、そういう仕組みになっているというのは非常にいいことなんで、ぜひそれを継続してもらって、それを市政に反映していただきたいなという感想です。

加藤部会長

わかりました。ぜひよろしくお願いいたします。

それでは、ご質問もないようなので、次の議題の方に入ります。議題の2ですね。「川崎市民間活用ガイドライン」の考え方について、事務局からご説明をよろしくお願いいたします。

石井行財政改革室主幹

それでは、議題2「川崎市民間活用ガイドライン」の考え方について、ご説明をさせていただきます。お手元の資料4をごらんください。A3判のちょっと大きな資料でございます。

まず、本市における民間活用の取組と今後の方向性についてでございますが、まず、左側にございますが、これまでの1次・2次の行財政改革プランに基づきます民間活用の取組において、主な実績として民営化や事業廃止を進めたもの、指定管理者制度の導入を実施したもの、それから、直営業務の委託化を行ったもの、それから、PFI手法の導入を図ったものなど、「民間でできることは民間で」という基本原則のもとで、市場原理が的確に働く領域では積極的に民間活力を導入し、民間活用の推進を図ってまいりました。

右側に参りまして、今後の民間活用の取組でございますが、今年度より新改革プランの取組がスタートしたところでございますが、これまでの改革の基本的な考え方は継承いたしまして、ここに記載してございます民営化、指定管理者制度の導入、直営業務の委託化、PFI手法の導入等の民間活用を推進してまいります。しかし、改革プランにおける民間活用の考え方といたしましては、これまで民間部門の活用領域が拡大をしまして、多くの公共サービスが民間事業者により提供されるようになったことによりまして、例えば経済性のみが優先されることによるサービスの質や安全性の低下ですとか、「公」と「民」の責任に対しての不明確さに起因しますトラブルの発生などの問題点も指摘されたことから、的確かつ安全な公共サービスの提供体制を構築していこうというものでございます。

このたび策定いたしますガイドラインにおきましては、そうした趣旨を踏まえまして、民間活用における基本的な考え方、標準的な手順を示すことによりまして、新改革プランに掲げる民間活用の取り組みを適切に推進するとともに、それ以外の事務事業につきましてもガイドラインの考え方を踏まえ、民間活力の導入を積極的に図っていこうというものでございまして、これが新改革プランとガイドラインの位置づけとなっているところでございます。

次に、ページをおめくりいただきまして、2ページでございます。「川崎市民間活用ガイドライン」の考え方でございますが、上段、策定の趣旨にございますが、新改革プランに基づきまして、民間活用に関する本市の基本的な考え方を改めて整理するとともに、民間部門を適切に活用する上での課題に対応した標準的な手順を示すことによりまして、各

局区が所管する事務事業について民間活用への転換を進め、安全で良質なサービス提供を 行うための指針として策定をするものでございます。

その下、1. 基本的な考え方と民間活用の手法でございますが、(1)「マネジメントサイクル」の視点では、民間活用におかれましては、「マネジメントサイクル」の視点を取り入れまして、事業のPDCAサイクルを確立・徹底いたしまして、最適な事業管理を行うことによって、良質・安全な公共サービスの提供に取り組んでまいります。

- (2)の民間活用の「7つの基本プロセス」では、「マネジメントサイクル」の考え方をベースに、実際の民間活用のプロセスを七つの段階に分けまして、段階ごとの考え方、手順を示してまいります。表中にありますように、ステップ1の民間活用の検討から始まりまして、決定、事業者の募集・選定、契約等の締結、それからモニタリング・評価、そして、ステップ7の総括・検証まで、それぞれの段階ごとに考え方、手順を示してまいります。
- (3)の民間活用の手法の分類でございますが、本ガイドラインにおいては、行政の関与度に応じて三つの類型、さらに、事業形態・契約形態等に応じて七つの手法に分類をいたしまして、それぞれの手法について基本的な考え方を示すとともに、民間活用を導入する際に検討をするものといたします。

次に、右側、2. 各ステップのポイントでございます。ステップごとの各論になりますが、(1) ステップ1の民間活用の検討では、アの検討の視点では、民間活用に当たって、その効果と問題点を十分に踏まえるとともに、本市の施策方針との整合性、施設・職員等の保有資源の状況など総合的に勘案して判断をしていくものといたしますが、民間活用を検討する際の視点として、公共サービスの仕分けフローをお示ししまして、まず、「民間活用を推進する公共サービス」か「市が直接行うべき公共サービス」かの検討を進めていくものといたします。

イの民間活用手法の選択の視点では、手法の選択に当たりましては、複数の選択肢から対象となる公共サービスの目的・内容等、個別事情に応じて最も適切な手法を選択していくものといたしまして、その際には行政の関与度ですとか、サービスの維持・向上、それから経済性の確保を基本的な視点として検討をしてまいります。さらには、その下のウでございますが、手法選択時においては、「サービスの質」や「コスト」についても可能な限り客観的に比較検討することも重要としているところでございます。

次に、3ページでございます。ステップ2、民間活用の決定でございますが、ステップ

1における検討をもとに必要な庁内協議等を経まして、民間活用の導入を決定してまいります。この検討〜決定のプロセスでは、該当する事業の内容ですとか規模、導入する民間活用の手法とか手法の内容・新規性、さらには実行計画や行財政改革プランにおける位置づけ等、総合的に判断した上で必要な手続を進めることになってまいります。また、外部有識者等の意見・評価を聴取・反映することも重要であると考えております。決定に至るまでの庁内協議の過程は、その事業、手法によって異なってまいります。下の図は一般的な流れをフローイメージとしてお示しをしたものでございます。

次に、ステップ3、民間事業者の募集でございますが、業務遂行能力や安全性・継続性の確保等に優れた事業者を複数の事業者から適正な競争によって選定をするため、募集は原則として公募により行うものとし、そのため、民間事業者の募集に当たっては、適切な仕様書及び公募要項の作成、リスク分担等を考慮した適切な事業条件の設定などに留意する必要があると考えております。

ステップ4、民間事業者の選定でございますが、民間活用により提供するサービスは、 その目的や内容がさまざまであり、事業者に求められる役割も多岐にわたることから、そ の目的等に応じて優れた事業者を選ぶための選定基準を設定することが重要であると考え ます。また、事業の選定・審査は公平かつ客観的に行うとともに、選定結果等については 公表し、公平性・透明性の確保を図ってまいります。

次に、ステップ 5、契約等の締結時の留意事項でございますが、事業者選定後の契約締結に際しましては、ステップ 3 において作成をした仕様書及び公募要項等の内容を踏まえまして、関係例規等を遵守するとともに、必要に応じて関係部署からの連携を図りながら契約書等の必要書類を作成してまいります。

右側に参りまして、ステップ6、事業実施中のモニタリング・評価でございますが、提供するサービスの安全性・継続性等を確実に確保するため、履行状況の確認、的確な改善指導等を行うため、「モニタリング」等のチェックが大変重要であると考えているところでございます。民間活用の手法によりまして、モニタリングの方法等も異なる場合がございますが、標準的な考え方として、その下の表にございます「モニタリング等の分類」でございますが、まず、事業実施中のモニタリングにおいては、履行状況の確認を行い、状況に応じては、改善指示等を行ってまいります。実施時期は随時または定期に行うものといたします。

次の複数年次にわたるような業務については、年度終了時に評価を実施いたしまして、

その年度の成果の確認を行ってまいります。さらに、総括評価といたしまして、事業の最終契約年度には民間活用による効果の検証を行いまして、活用手法の妥当性、所管課によるマネジメントの確認などを実施してまいります。下の囲みは分類表の内容をフローにあらわしたものでございます。評価結果につきましては、ホームページ等で公表しまして、利用者に対する説明責任を果たすとともに、評価結果に基づく改善を翌年度以降の事業に反映させ、さらなるサービスの向上を図ることが重大と考えております。

ステップ7の事業終了時の総括評価でございますが、総括評価の結果に基づきまして、 民間活用の効果、選択した事業手法の妥当性の検討、また、民間活用を継続するか否かの 判断等、次期事業実施期間に向けた見直しを行うものといたします。こうして、本ガイド ラインに示す「マネジメントサイクル」のPDCAサイクルは一回りしまして、さらなる サービスの向上のための新たなPDCAサイクルへとつなげていく流れになります。

民間活用ガイドラインの考え方は以上でございますが、ページをおめくりいただきまして、4ページでございますが、民間活用ガイドラインの策定のスケジュールでございますが、これまで策定の作業を進めてまいりまして、また、庁内・関係各課において検討推進会議を立ち上げ、調整を進めてまいりました。本日、ガイドラインのこの考え方を委員の皆様にご報告をさせていただいた後、市議会の総務委員会への報告等を経まして、8月末には案として取りまとめまして、9月にはパブリックコメントによりまして広く市民の皆さんのご意見も伺った上、10月には「川崎市民間活用ガイドライン」として策定をし、公表してまいる予定でございます。

以上で議題2の説明を終わらせていただきます。

加藤部会長

ありがとうございました。最後に、このきょう議論いただきますガイドラインの策定スケジュールが示されておりますけれども、よろしくお願いいたします。

それでは、これにつきましても三つほど、皆さんの方にご意見のポイントとしてお配りをしております。一つ目が、行政サービスを民間企業等が行うことについて考えること、二つ目が、きょうの報告内容について、ガイドラインによるルールをつくること、ガイドラインの名についてご意見があれば伺いたいと思っています。3番目が、実際、自分自身が利用されております施設などでサービスがよくなった事例ですとか、もしくは悪くなった事例等々があれば、ぜひ忌憚のないご意見をいただきたいと思っておりますので、よろ

しくお願いします。

それでは、順番変えまして、山越委員の方からよろしくお願いいたします。

山越委員

ちょっと今、この内容を見ていなかったんですけど、今、ご説明がありましたけれども、ガイドラインについては、このような方法で進めていただければいいかと思いますけれども、そうしますと質問というよりは、今、利用している施設等のことなんですけれども、景観面では非常に駅周辺、川崎とか登戸とか新百合ヶ丘とか、その辺の駅周辺の商業地区というのですか、何かとてもすごく発展していて、すごく利用しやすいということは最近感じております。

あと、先ほどもお話がありまして、いろいろ私たちの生活の中で、今、ちょっと世界の経済が閉塞していく中、減速という中で、やはり賃金の低下とか私たちの生活に見受けられるんですけれども、先ほどもおっしゃられましたけれども、住民税とか所得税の軽減ということをもう少し考えていただきたいなというのは生活の面で切実に考えております。やはりその減税などをしますと財源の確保ということになるわけですけれども、財源を確保するに当たりまして、今、皆さんも努力なされて、市の方も何かとても努力されているということは伺ってわかりますけれども、やはりもっとさらなる努力をしていただいて、いろいろな私たちの生活のガソリンや何かが物すごく高騰しておりまして、そういう水道料とか何かも本当にとても生活を圧迫していると思いますので、さらなる努力をお願いしたいと思います。

ちょっと話がそれてしまいまして、申しわけございません。以上でございます。

前田委員

3点ほど、まとめて言えばいいのね。

加藤部会長

どんどん、ここはポイントで参考でございますので、全く関係なくて結構です。

前田委員

では、全体的にお話しします。私、この民間活用を非常に傾向としては賛成します。た

だ、ここに触れてありますように、民間に任せるべきか、自治体がやらなくちゃいけないかというのは、これは基本的によく考えて、民間活用するかどうかというのは決めていただきたいなと思います。やっぱり市がやることはきちんと市がやる。といいますのは、適正・公平さという意味では、客観的に市がやられるべきことだと思います。民間については効率性とか経費の面で、さらに言えば、地域の雇用拡大になりますので、これは非常にいいことで、ぜひ実践していただきたいなと思います。その際に、ガイドラインをきちんとして、今の民間に任せるかどうするかという仕分けをいろいろな選定委員会ですか、そういう会議で選定されるみたいなんです。ぜひそれを充実して、間違いのないようにやっていただきたいなと思います。

さらに、進行管理といいますか、といいますのは、行政がやる教員の採用試験でさえも、 大分県のような例がございますので、ぜひ民間に任せっぱなしじゃなくて、行政側もとき どき関与して、進行状況をよく点検されて、間違った方向に行っていないかどうかという のを管理していただきたいなと。管理し過ぎると民間のよさもなくなりますので、その辺 の兼ね合いが難しいところですが、ぜひその辺を調整していただきたいなと思います。

最近、利用した事例では、ミューザ川崎で、これはたしか民間活用はもうされていると聞いていますけれども、非常に対応が親切でいいんですが、基本的にチケットの購入が当日、電話で受けつけますと言うので、私、電話、初日にかけっぱなしにしたんですが、なかなかつながらないんですね。ですからその辺のやり方をもっと職員の人が工夫し、あるいは他の同類の施設のやり方を研究されて、調査されて、市民が困らないように。といいますのは、電話をかけっぱなしで時間と費用がむだなんですね。といいますのは、電話がつながって安心したと思ったら、混雑していますからかけ直してくださいと電話の回答があるみたいです。そんなのは経費も時間もむだなので、より申し込み方法を市民のためにいい方法を考えていただきたいなと感じました。

加藤部会長

基本的には、きょうご説明のありました各七つの基本プロセスについては信じてやって もらいたいという話と、やった結果として福利サービスの向上に努められるような努力を、 ある程度モニタリングをしていきながら関与、主張をして続けてもらいたいというような 発言がありました。

殿村委員、ございますか。

殿村委員

バスの営業所がというの、今、市バスが走っているところって限られたところで乗客がすごく少ない。それで民間に行ったら、多分、その路線ってバスが走らなくなるんじゃないかなと思うのがすごい心配なんですけど、この間乗ったら、ミュージアムまで行ったら私たち仲間3人しか乗っていなかったんですけど、溝の口から。だから多分、あれはもう走らさないだろう、市バスだから走っているけど、東急なんかは走らさないだろうなと思ったんですけれども。

加藤部会長

切実な話ですね。

殿村委員

はい。だから、そこは考えてほしいなと思いました。

加藤部会長

わかりました。徳田委員、いかがですか。

徳田委員

今、前田委員と殿村委員から言われたことに大体賛成なんですけれども、私は小泉改革以来、民間にできることは民間でというのは、その行政の肥大化を回避するために正しい考え方だったと思いますけれども、それが、行政者が責任回避になってはならない、すべてあれは民間企業というのは、あくまでも利益を目指す存在ですから、その利益をもたらさないものというのは、どうしても行政機関がせざるを得ない、そういう観点から何を民間にして、何を行政でやるかということは非常に厳格に考えて、選定していただきたいと思います。

それから、民間に委託した場合に、やはり民間としてはサービスを向上して利益を上げたいと考えますから、本来必要でないこともやるかもしれない。例えば私の経験で言いますと、郵政民営化で郵便局が民間になりましたら、途端に郵便局の前の駐車場にだれか人が立ちまして駐車の案内をすると。そして、ご来局ありがとうございましたとか、一生懸

命あいさつをするようになったんですね。それは利用者としてはありがたいというか、気持ちのいいことですけれども、本当にそういうサービスが必要なのか、そういった点に疑問を感じないわけでもありません。したがって、民間に委託した場合の行政側のチェック・検査・コントロールという問題が非常に重要だと思います。ここに市の方で作成された民間委託のプロセスがなかなかいろいろな点について考慮した、よく考えられたものだと思いますけれども、その事業の選定に関する事業の選定、行政側からのコントロール・チェック、その点について十分、手抜かりなくお願いしたいと思います。

加藤部会長

ありがとうございました。いろいろとご意見ありましたけれども、特にPDCAサイクルの中の、またモニタリング等々についても、ぜひ知恵を出していくことが必要ではないかというご意見だと思いますけれども、お時間も来ておりますけれども、あと、ご意見のある方、もしあれば挙手をいただきまして、どうぞ。

田村委員

皆さんのお話と同じで、私、基本的に民間活用は非常に賛成なんですけれども、民間活用した場合の話ですけれども、この中を見ると、「PLAN1」「PLAN2」「DO」と「CHECK」が「ACTION」となっていますけれども、一番大事なのは「CHECK」と「ACTION」のところじゃないかというふうに思うんですよね。この中を見ますと、「CHECK」をどこがするかというと、所管課及び第三者の委員だとかが行うというふうになっているんですけれども、どうしてもこの「CHECK」というのが多分、所管課がやると表面的なものに終わりがちになってしまうんじゃないかと思いまして、ぜひその辺をそういうふうにならずに細かいところまでちゃんとチェックできて、評価できて、さらに、それを生かせるような仕組みづくりを考えていただければなというふうに思います。

加藤部会長

それでは、いろいろご意見がありましたので、事務局の方から何かお考え方ですとか、 今、考えている方向性があれば、ご説明いただけますか。

小林行財政改革室長

ありがとうございます。今、作成中の民間活用ガイドラインについて、たくさんのご意見をいただきまして、本当にありがとうございます。私ども、このガイドラインをつくるに当たりまして、民間活用によるメリットと、それから問題点といったものを十分検討いたしまして、慎重に民間活用をさせていただくという姿勢のもとで、このガイドラインをつくらさせていただいております。ご指摘のありました、着実に市が民間活用するのではなくて、市が直接すべきところはしっかりやっぱりやっていきましょうと。それから、民間活用が図れるものについては、事業を安全に、それから安定的に、いわゆる継続的に活用が図れるような工夫をしながら活用を図っていきましょうといったような姿勢で、今後、民活を進めていきたいと思って考えております。

各局、各課で今後も民間活用を図っていく上で、それぞれの市の職員でもなかなか広い 視野を持っているわけではなくて、この事業を民間活用を図ろうといったときに、そのテキストといいますか、何らかの手引きがないとなかなか上手に使えない、あるいはちょっと下手すると大きなミスを犯してしまう可能性もあるということで、そういったことを防止する意味で、適正な民間活用を図るという趣旨で、このガイドラインをつくらさせていただいております。ご指摘いただいたような官と民の役割をきちんと整理する。それから、その民間のいいところとちょっと課題のあるところといったようなものを慎重に比較検討させていただいて、進めていきたいというふうに今、考えております。それが1点目でございます。

それから、2点目といたしまして、先ほど市バスのお話をいただきました。私も前任は実は交通局におりまして、市バス事業に携わらせていただきまして、大変、市バスの路線の中では、やはりいわば不採算路線といいますか、なかなかお客様に乗っていただけない、だけども市民の足として大事な路線というのはございます。そうした中で、市バス事業も経営改善を片方でしつつ、市民の皆さんの大事な足を確保していくという、そのバランスをとりながら経営をしていくという姿勢でおりますので、ご指摘のあった溝の口からミュージアムの路線というのは大変長い路線でありまして、なかなか経営上は大変なんですけれども、ここのところでは、あそこを運行しております営業所を、まさしく民間活用を図らさせていただきまして、営業所での運行を民間バス事業者さんに委託するという形式でやらせていただいて、その取り組みをさせていただいております。

すみません、私の方からは以上でございます。

加藤部会長

あと、事務局、他の部署から補足がありましたら、よろしいですか。やはり市民部会としまして、皆さん、不満に思うことはこういう行財政改革の必要性はわかります。民活の活用もよくわかります。でも一方で、市民としてのサービスの提供がどうなるかという部分が、不安がある。それがちゃんと声として反映ができるような、やはりちゃんとした検討の前のプロセスが欲しいということと、終わった段階、途中でもそういう市民の声であったり、そういう評価ができるモニタリングの仕組みについても、ぜひ検討いただきたいとありましたので、ぜひ今後、室内の策定作業の中に、このご意見を参考にご検討いただきまして、ガイドライン策定、そして、公表等々に手順に進んでいただきたいと思っております。ありがとうございました。

それでは、3番のその他の事項でございますけれども、これにつきまして、前回やりました市民部会の取り組みと5月に行いました事前検討会の内容につきまして、事務局から報告をお願いいたしまして、今後も市民部会の取り組みにつきまして検討をし、進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

では、事務局、お願いします。

石井行財政改革室主幹

本市民部会におきましては、今年度の取り組みとして委員の皆様ご承知ですが、「行財政改革の取り組みの広報のあり方」ということで、それをテーマに一定ご議論いただきまして、年度末には報告書という形で取りまとめて、市長の方へも提出をするということで予定をしております。こういった通常の行政を交えた会議とは別に、市民部会の委員の皆様によるワークショップ形式の検討会を開催することとしておりまして、既に去る5月28日には第1回の検討会を実施したところでございます。この検討会を初めといたします部会運営につきまして、今年度、「株式会社 地域総合研究所」の方にお手伝いをお願いしておりまして、ここでは地域総合研究所のスタッフの方がお見えになっておりますので、そちらの方から資料に基づき、ご報告をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

地域総合研究所

今、ご紹介ありました地域総合研究所の岩下と申します。今年度、お手伝いをさせてい

ただくことになりました。座ってご説明させていただきたいと思います。よろしくお願い いたします。

資料5を皆さん、ごらんになっていただければと思います。まず、A4の資料でございますが、こちらの方に、今年度、より掘り下げていきたい新テーマと目標、スケジュールについて、簡単にまとめてございます。まず、審議テーマですが、これは昨年度の部会で決定したということですが、今年度は市民広報のあり方について、一つ一つ集中的に討議いたしまして、その結果を報告しようという方向になっております。具体的には、行財政改革の取り組みや内容・成果を、より多くの市民にわかりやすく伝えるためには、どういった方法が必要なんだろうか、どういった方法がいいんだろうかというようなことです。

それから、下の方のスケジュールですが、先ほどもありましたが、まず、行政を交えたきょうのような「部会」とここでは言っておりますが、きょうの8月5日と年度末の3月の2回を予定しております。その間に事前検討会ということで、事務局と委員さんへ集中的にワークショップ形式で広報のあり方、テーマについて審議をする予定になっております。先立って5月ありまして、あと、11月、1月、2回の中でこの部会としての意見・提案等をまとめ、年度末3月には親委員会、行政財政改革委員会にも報告いたしますし、報告書としてまとめて、市長の方にも提出する予定となっております。

それで、5月28日に開催されました第1回の検討会で出た意見・声というものを次のA3の資料に簡単にちょっとまとめさせていただきましたので、そちらの内容にも触れさせていただきたいと思います。第1回の事前検討会ということで、割とフリートーキングということで自由に意見を言っていただきました。

まず、左の方から見ていきたいと思いますが、現状の広報ということで、これまでどういった広報がされてきたかということで、事務局からまず報告がありました。具体的には、市政だよりの中で特別号というのを平成19年9月と20年5月、2回発行いたしまして、これはもう全ページ、特別号、この行財政改革の取り組み、こういうことを行いましたという報告を市政だよりで発行いたしまして、新聞折り込みで各戸配布いたしました。それから、きょう新しいものが配られましたけれども、市民広報用パンフレットのこれは第1弾ですが、それが平成19年7月に約1万部発行されたということで、各施設やタウンミーティングの会場で配布されたということです。それから、ホームページ、まずこちらの方を事務局から報告いただいて、内容について部会の方で皆さん確認していただいた上で、ご意見をいただきました。

どのような意見が出たかといいますと、いくつか簡単にまとめさせていただいたんですが、まず、評価する意見としては、県の広報と比較してもすごく見やすくて、わかりやすいというご意見。あと、写真やイラストなんかも効果的に入っているのではないか。それから、必要な事項が押さえられていて、よくまとめられていますし、興味を持って、例えば市政だより特別号を見ますと、かなりのことが、全容がわかるようになっていてよかったというご意見がありました。

それから、右に行きまして、改善に向けた意見もいくつか出ました。これがちょっと事 務局の方でグルーピングをある程度させていただきましたが、まず、メッセージ力をもう 少し高められるのではないかということでした。具体的には、市民にどんなプラスがある のかをもっとわかりやすくということですね。それから、改革によってどんな川崎になる のか、もっと伝えたい。それから、やること、やったことを羅列するだけでなくて、なぜ こういうことに取り組んだですとか、これからどうなる、その前の論議にもつながります が、そういった説明を少し充実させてはどうかということでした。それから、情報の量や 内容も最適化がもっとできるのではないかというご意見も出ておりました。見せ方にもか かわりますが、これは特に市政だよりの方かと思いますが、文字が小さくて、ちょっと年 配の方にとっては読みづらいかなというご意見もありました。あと、これは事務局も一緒 に入って、ご意見をどんどん交換させていただいているんですが、要望等の難しさをいか にわかりやすく伝えるかということで、いろいろ試行錯誤があるというお話でした。それ から、パンフレットのような細かい内容を知ってもらうことも大事なんですが、まず、概 要ももっと多くの市民に知ってもらいたいというご意見が出ておりました。それから、イ ンパクトや明確さ、読み手にとってメリットをもっとアピールするですとか、市政だより のレイアウトが特別号が2回出たんですが、2回ともほとんど同じようなレイアウトだっ たので、もっと区別を、差別化をする必要があるのではないかということですね。それか ら、これはやはり一番いろいろ声が大きかったかとは私個人では感じているんですが、も っと多くの人に届けたいという意見がたくさん出ておりました。特にタウンミーティング ですとか、新聞を読まない若年層にとっては、これまでの広報方法では届いていないので はないか。それから、行政施策ですとか、この行財政改革にまだかかわりについて実感や 関心の薄い市民が圧倒的に多いのではないか。このギャップをいかに埋めていくかという ことをやはり考えたいと。あとは、何億円削られましたとか、そういう数値が市民のふだ んの生活にとっては現実感がちょっと薄くて、そういったことから実感できないのではな いかというご意見もありました。それから、広報手段をもっと充実させてはどうかということで、先ほど市政だよりは新聞折り込みで配布されたということですが、最近は特に若い世代ではニュースなんかもインターネットで見られる方が多くて、新聞の購買率というのが実際に低下しております。新聞折り込みということで他の広告等にも紛れてしまうので、どのぐらいの効果があるのか、費用に対して効果があるのか、ちょっと疑問だというご意見が出ました。それから、図書館なんかでも計画書を置いてあるそうですが、冊数が余り少なかったりということで、実際に委員の方でも1回図書館で見たいと言ったのに見られなかったということがあったということで、それで環境も充実させてはどうかというご意見が出ておりました。

そこから右の改善の方向性、改善へのアイデアということで、第1回ということで、こっちの内容については、まだあまり深く詰めていないんですが、こういったようなアイデア、こういった声が出たということを、ちょっと事務局の方で手を加えて整理させていただいたものです。

改善の方向性ですが、理念や精神を伝える、左の意見からつながっておるんですが、あ とは内容を絞り込む、見やすく、わかりやすく、より多くの人の関心を引く、改革を身近 に感じてもらう、手段も充実させるというような方向性かなと感じております。改善策と いう形までは詰めていないんですが、アイデアはいくつか意見交換の中でも出ておりまし た。

ちなみにご紹介いたしますと、まず、全体のメッセージ、一番伝えたいメッセージですとか、市政だよりのような何ページものにもなる場合は、最初に全体構成、目次、ここにこういうものが載っているよというようなことを載せた方がいいのではないかというアイデアですね。それから、改革のメリット、今までは経費削減、財政的状況など、こういったところが削られましたというアピールがどちらかというと強かったように感じている方が多かったようで、これからはこういうふうによくなります、ここが充実しますというようなアピールをもっともっと強くしていく時期に来ているのではないかということでした。あと、内容については、とにかく絞り込んで、より広い市民に届ける、それから、インパクトをやはり出したいということですね。それから、あと"顔"の見える広報というのが5番目にありますが、"人""物""金"ということでは、"物""金"のアピールも大事なんですけれども、"人"の見えるアピールというのを、もっとこれからしていきたいというアイデアがありました。具体的には、もっと出前PRを今もやっていらっしゃる

部分があるんですが、出前PRの充実ですとか、職員一人一人が街頭アピールとか窓口とか、市民に接する中でこの改革というものを意識したアピールが必要なのではないかというですね。

あとは、改革を身近に感じてもらうためには、その職員、現場ですね、ここはこういう ふうに変わったというような、先ほど市長さんと、局長クラスで何でもお話できなかった という話がありましたが、そういったような現場の声ですとか、あと、市民から実際にこ ういう声が寄せられて、これに対してこういうことをやっているんですよというような、 ある意味、双方向の広報というものも考えてはどうかということ。それから、手段として も I Tをもっと活用するですとか、先ほども言われた閲覧環境の充実ですとか、手段につ いても考えていきたいというアイデア、ご意見が出ておりました。

今後、あと2回、11月、1月、事前検討会を予定しておりますので、特にこの右の部分はほかの事例なども踏まえながらこの市民部会で詰めて、提案として年度末にまとめていければと思っております。

以上です。よろしくお願いいたします。

加藤部会長

今、ご説明がありました5月28日の皆さんのご意見を踏まえまして、事務局の方で改善のアイデア、お気づきの部分を今回まとめていただきました。今、話があったとおり、11月と、それから1月には、この問題につきまして報告書にまとめていくという一応、スケジュールが決まっておりますので、この方向性、アイデアについては何か皆さんの委員の中から、いや、ちょっと私は違うよというご意見があるとか、こんな点もつけ加えた方がいいというご意見があればお聞きしたいんですが、何かございますか。この方向性の中で、11月は事例の研究ですとか、もう少し深掘りをした提案の検討に努めていきたいと思っていますので、ぜひこのA3の用紙をご自宅の方でもう一度ごらんになっていただきまして、11月には、ぜひまた活発なご議論を前回に引き続きましてよろしくお願いしたいと思っております。

それでは、時間が来ましたので、本日の議題につきましてはこれで終了しますけれども、 何か委員の方からございますでしょうか。なければ、事務局の方に議事進行を戻したいと 思います。よろしくお願いいたします。

布川行財政改革室主幹

ありがとうございました。これをもちまして、平成20年度第1回行財政改革委員会市 民部会を終了いたします。長い間、熱心なご議論、まことにありがとうございました。

長坂総務局長

お礼のあいさつをさせていただきます。委員の皆様には本日、本当に熱心なご議論をしていただきまして、まことにありがとうございます。今、お話にございますとおり、今年度の市民部会の取り組みテーマは行財政改革の取り組みの市民広報のあり方についてということでございまして、本市がこれまでやってきました行財政改革の取り組みをいかにして市民にわかりやすく、かつ的確に伝えるか、行政にとりましても責務として非常に重要であると考えているところでございます。また、先日開催されました行財政改革委員会におきましても、行財政改革の取り組みに関する市民広報の重要性、それから、受け手である市民の視点に立った広報をより一層推進すべきであると、このようなご意見もいただいたところでございます。今年度の市民部会の取り組みについては、私どもも大いに期待をしているところでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

本日いただきました委員の皆様方のご意見、それからご要望につきましては十分検討させていただきまして、今後の行財政改革につなげていければと、このように生かしていければと、このように考えているところでございます。今後とも、ひとつよろしくお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。